

団体交渉の議事録

交渉日：令和4年11月11日（金）2時00分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、
教育長、交通局長、水道局長、下水道局長 外
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

当 局 それでは、私から申し上げます。
はじめに、人事委員会勧告の取扱いについて申し上げます。
まず、勧告に示された給料表の引上げ改定については、令和4年4月1日から実施することといたします。
特別給については、勧告の内容どおり、勤勉手当の年間支給月数を0.10月分引き上げて2.15月分とし、再任用職員についても0.05月分引き上げて、1.05月分といたします。そのため、各期に支給する勤勉手当の月数は、6月期、12月期ともに1.075月分、再任用職員についても、0.525月分とします。
したがって、皆さんから要求のありました本年の年末一時金については、期末手当を1.20月、勤勉手当を1.125月、合計2.325月分を、再任用職員については、期末手当を0.675月、勤勉手当を0.55月、合計1.225月分を支給いたします。
その他、昇給制度などの取扱いについては、小委員会においてお示ししたとおりです。
以上の内容で、必要な議案を第4回都議会定例会に提案する準備をいたします。
なお、年末一時金の支給日は、12月9日といたしますが、今回の引上げに伴う増額分については、議決後、できる限り速やかに支給できるよう、手続を進めてまいります。
公営企業の職員につきましては、以上の内容をもって各管理者とよく協議していただきたいと思っております。
今期の交渉は、勧告や退職手当の取扱い、昇給制度の見直しなどを中心に、労使の考え方が鋭く対立する厳しい交渉となりました。
しかし、皆さんには、解決困難な課題に対しても真摯に協議に応じていただき、大変重い決断をしていただいたことで、こうした難局を乗り切ることができたものと考えています。
依然として社会経済の先行きが不透明な中、都政を取り巻く情勢は予断を許しません。この間、長期化する感染症への対応をはじめとして、直面する課題に全力で取り組んでいる全ての職員の皆さんのご尽力に、改めて、感謝申し上げます。
今後も、都民の理解と納得を得て、職員が安心して職務に精励できるよう、職員の勤務条件については、皆さんと協議を尽くし、課題を

解決してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。
私からは以上です。

都 労 連 ただ今、勧告の取扱いをはじめ、最終回答が示されました。
 労使が鋭く対立した要因は、短期間の今確定交渉期において、昇給
 制度見直し提案に固執し続けたのみならず、最終局面まで、退職手当
 制度見直し提案にこだわり、ごく僅少の官民較差の解消を図ろうとし
 た、都側の頑なな姿勢にあると申し上げます。

 最終回答は、長期化しているコロナ禍のもとで、誇りと使命感を持
 って奮闘している職員にとっては、極めて不満の残る内容と言わざる
 を得ませんが、都民生活に責任を持つ立場から、これ以上、対立を深
 めることは避けなければなりません。

 都労連としても、現下の厳しい情勢は認識しています。しかし、職
 員は、厳しい職場実態にあっても、日夜、公共サービス・公教育を根
 底から支えています。職員が、意欲を持って、安心して職務に従事で
 きるよう環境を整備し、その処遇を支え、改善を図るのは都側の責務
 です。職員の勤務条件をはじめ、解決すべき課題は多岐にわたって山
 積しています。引き続き、労使交渉を尽くして解決することを求めて
 おきます。

 その上で、回答は持ち帰り、各単組で審議した後に返答いたします。